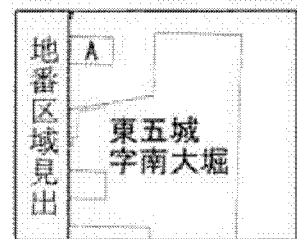


(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 東五城字南大堀  
B 東五城字南大堀

請求部	所在	一宮市東五城字南大堀			地番	11番3		
出力縮尺	1/600	精度区分	乙二	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成24年9月10日  
名古屋法務局一宮支局  
登記官

申請番号：1-28  
(1/1)

公  
用